

ユニフォーム規程

制	定	平成	5年	4月	24日
施	行	平成	7年	4月	1日
改	定	平成	30年	12月	1日
施	行	平成	31年	4月	1日
最新改定	令和	4年	1月	1日	
最新施行	令和	4年	4月	1日	

【総則】

ユニフォームは所属する学校の象徴であり、着用する選手は学校の代表である。その誇りと自覚のもと、ジュニアゴルファーらしく、ゴルフをするのにふさわしい服装であること。連盟主催競技および派遣競技において、大会期間中はユニフォーム規程に適應した用品を着用・使用するものとする。

【ユニフォームの定義】

この規則におけるユニフォームとは、シャツ・インナー・ズボン・帽子・防寒着を指し、学校単位で統一したものをいう。

【学校名の表記】

帽子およびシャツには学校名を表記すること。学校名の表記方法に関しては、大会申込時に登録した校名（漢字、ローマ字どちらでも良い）を生地に刺繍・プリントするか、ワッペンを使用する際には刺繍したものを縫い付けること。表記場所は、帽子は前またはサイド部分、シャツは胸または袖口のどちらかとする。

【用品の細則】

(1) シャツ

- ・襟付き、袖有とする。・着丈の短いシャツは避け、裾はズボン等の中に入れること。

(2) インナー

- ・半袖シャツの下に、スポーツ機能を備えたインナーの着用を認める。
- ・学校単位で色を揃えること。（チーム全員が着用する必要はない）

(3) ズボン・ベルト通しやポケット部分を含め単色とする。

- ・女子はスカート及びハーフパンツの着用を認めるが、膝上丈10cm以内とする。
- ・男子のハーフパンツの着用を認める。

(4) 帽子・サンバイザーは不可とする。

- ・ワークキャップ・ダメージ素材は不可とする。

(5) 防寒着・フード付きは不可とする。

【その他用品の細則】

- ・ベルトは、単色・無地とし、蛍光色は不可とする。また、ラインステッチの色違いは認めるが、それによる大きな図柄模様（文字）は不可とする。
- ・プレー中に限りサングラスの使用を認める。
- ・寒冷期でのニット帽・ネックウォーマーの使用を認める。

【用品ブランドおよび支援団体のロゴ表記】

- ・用品ブランドのロゴマーク、またはゴルフ部や選手の活動を支援する団体等のロゴ表記は、縦＋横が15cm以内で、それぞれの用品ごとに3か所までとする。
- ・帽子の用品ブランドロゴマークの大きさは規定しない。
- ・支援団体の宣伝・広告はロゴ表記に限り、シャツ・帽子・キャディバッグのみとする。

【装飾品】

- ・健康器具を含め装飾品の着用は不可とする。
- ・女子に限り、ユニフォームの一部としてのリボン・シュシュ（同一の物）の使用を認める。
- ・化粧品、及び医薬部外化粧品の使用は禁止する。
- ・日焼け止めクリーム・オイル・スプレー、無色のリップクリーム、治療目的で医師より指示されたもの（診断書の提出を求める場合あり）については、大会責任者の判断のもと使用を認める。

【補足事項】

※大会期間とは、開会式（公式練習日）から閉会式（表彰式）までの期間を指し、自宅から大会会場までの行き帰りを含む。

※学校（自宅）から大会（式典）会場までの行き帰りの服装については、特に指示がない場合は制服若しくはユニフォームとする。

※規程及び確認事項に抵触しそうなものは避け、シンプルなものに心がけること。

※メーカーの廃盤、若しくは適應サイズがない場合は、同じようなデザイン・同様の色であれば可とする。

※ユニフォーム規程において、判断できないものは各地区連盟に連絡し指示を求めること。

※以上の規則違反については、大会責任者の指示に従うこと。従わない場合には、当該競技への出場を原則として認めない。

※大会開催コースのドレスコードは、本連盟のユニフォーム規程より優先する場合がある。

※支援団体のロゴ表記は、一部の大会（派遣競技含む）において主催者が制限・禁止する場合がある。

※本規程は理事会にて改定する。

2022年1月1日付「アマチュア資格規則」に関わる 支援団体との契約とそのロゴの表示に関するガイドライン

一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟

日本高等学校・中学校ゴルフ連盟（以下、本連盟）においては、R&Aより2022年1月1日に新しく発行される「アマチュア資格規則」に伴い、各学校のゴルフ部及び加盟選手個人と支援団体との契約をその改定規則に沿って認めるものとする。

本連盟加盟の各ゴルフ部及び選手は、支援団体との契約にあたり以下のガイドラインを遵守すること。

1 支援団体との契約

支援団体との契約については、各学校ゴルフ部及び個人の裁量とするもので、本連盟が直接関与するものではない。その契約は、各学校ゴルフ部及び個人それぞれの責任において締結することとする。

2 支援団体の活動内容・活動状況について

中学生・高校生のゴルフの活動を支援する団体として、契約する団体の活動内容や活動状況が適切かどうか正確に把握すること。

※反社会的勢力やそれに関わる団体や、中学生・高校生が法規上使用や購入することのできないようなレクリエーション施設や関連事業等の団体は、契約対象として不適切である。

3 支援団体との契約内容における留意事項

各学校ゴルフ部及び個人の契約の内容について、以下の点に留意すること。

- ・教育活動と健全な学校生活を妨げるものでないこと
- ・支援団体との契約が、受給または予定している奨学金等の妨げにならないこと

4 支援団体の広告・宣伝とロゴマークのユニフォームへの表示について

支援団体のロゴマークをユニフォームのシャツ・帽子とキャディバッグに表示することは、ユニフォーム規程の範囲内で認める（2022年4月1日改定の本連盟「ユニフォーム規定」を参照）が、他の方法での支援団体の広告・宣伝については、原則として認めない。

なお、支援団体のロゴマークの表示については以下の内容について留意すること

- ・ロゴマークの表示は、支援団体の社名・通称または商品名とし、文字表記に限ること
- ・学校に対して支援する団体のロゴマークは、各学校において大きさ、デザイン等を統一し、シャツや帽子における表示場所も同一箇所とすること
- ・本連盟主催大会・研修会及び派遣大会の開催において、協賛・後援等の関連団体からの要請があった場合は、一部またはすべての支援団体のロゴの表示を禁止する場合があること

以上